
第 6 章

行政機関のご案内

6 行政機関のご案内

この冊子では、労災保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険の4つの社会保険制度について説明をしてきました。

これらの保険制度について不明な点があるときには、労災保険に関することは労働基準監督署へ、雇用保険に関することは公共職業安定所（ハローワーク）へご相談ください。また、健康保険の適用事務、保険料徴収事務及び厚生年金保険に関することは年金事務所へ、保険給付及び任意継続被保険者に関する事務など健康保険に関するその他の事項については全国健康保険協会にご相談ください。

なお、事業所が健康保険組合や厚生年金基金に加入している場合には、それぞれの組合及び基金が窓口になります。

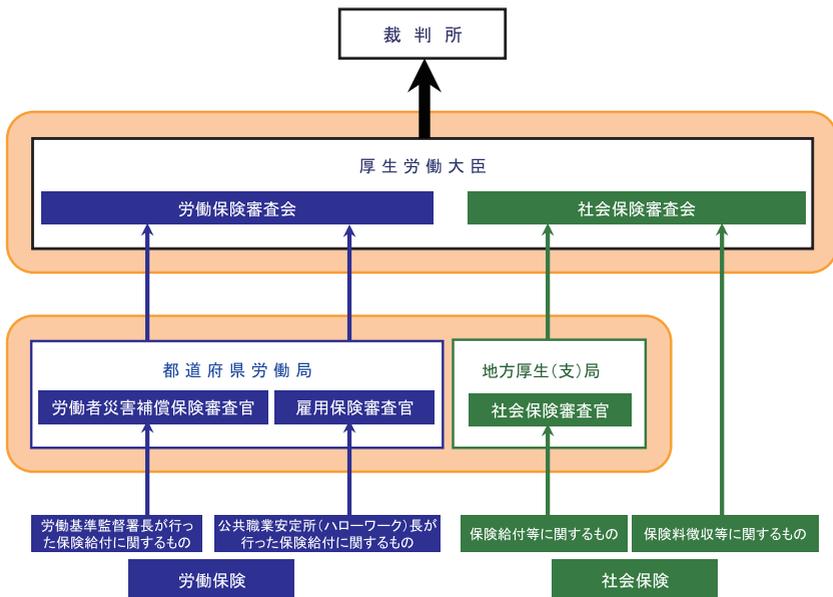
6 — 1 労働保険・社会保険に関する不服申し立て

労働保険や社会保険に関する給付や被保険者資格などの決定について不服があるときには、不服申し立ての手続を行うことができます。ただし、手続できる期間は決まっていますので、「納得がいかない」と思ったときには、早めに検討する必要があります。

労働保険や社会保険の給付や被保険者資格などの決定について不服がある場合には、それぞれの法律に基づいて、不服申し立ての手続を行うことができます。

具体的には、それぞれの保険を所管する行政庁が行った処分について、「審査請求」を行うこととなります。また、審査請求に対する審査官の決定に不服なときは、「再審査請求」を行うことができます。

労働保険や社会保険に関する、審査請求・再審査請求の流れは、下図の通りです。



◆労働保険に関する不服申し立て手続

○審査請求

労災保険・雇用保険に関する審査請求は、「労働保険審査官及び労働保険審査会法」に基づいており、さらにその決定に不服のある場合は、再審査請求することができます。

労災保険では、業務災害、複数業務要因災害及び通勤災害の保険給付に関する処分について不服がある場合に、雇用保険では、被保険者資格の得喪の確認に関する処分、「失業等給付・育児休業給付」に関する処分、不正受給に係る返還命令もしくは納付命令などに不服がある場合に、審査請求を行うことができます。

審査請求先は、労働基準監督署長が行った労災保険給付に関する処分や、公共職業安定所長が行った「失業等給付・育児休業給付」に関する処分等に対して不服がある場合には、共に都道府県労働局に置かれている労働者災害補償保険審査官・雇用保険審査官となります。

審査請求は、労働基準監督署長・公共職業安定所長の処分があったことを知った日の翌日から3か月以内に、文書又は口頭で直接審査官に請求するほか、「審査請求人の住所又は居所を管轄する」又は「原処分をした」労働基準監督署・ハローワークを経由してもできます。

○再審査請求

審査官に対して行った審査請求の結果、その決定についてなお不服がある場合は、労働保険審査会に再審査請求をすることができます。再審査請求は、審査官の決定書の謄本が送付された日の翌日から2か月以内に必ず文書で労働保険審査会に行います。

なお、審査官に対して審査請求をした日から3か月を経過しても審査決定がない場合は、労働保険審査会に再審査請求をすることができます。

○行政訴訟

一般的に、行政処分に不服がある場合は、いつでも裁判所に対して行政訴訟ができることとなっていますが、労働保険の給付に関する処分については、審査請求前置主義がとられています。

訴訟については、審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から6か月以内、又は審査請求をした日から3か月を経過しても決定がない場合に行うことができます。

◆健康保険・厚生年金保険に関する不服申し立て手続

○審査請求

健康保険・厚生年金保険に関する審査請求については、「社会保険審査官及び社会保険審査会法」に基づいて規定されており、社会保険審査官の決定に不服のある場合は、再審査請求することができます。

審査請求できるのは、①被保険者の資格、標準報酬、保険給付に関する（不利益）処分、②保険料等の徴収金の賦課、徴収又は滞納処分に関して不服がある場合です。

審査請求先は、①の場合には、各地方厚生局の社会保険審査官に、②の場合には、厚生労働省の社会保険審査会となります。

審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から3か月以内に、文書又は口頭で社会保険審査官に対して直接請求するほか、最寄りの年金事務所を経由してもできます。

○再審査請求

①の場合、社会保険審査官に対して行った審査請求の結果、その決定についてなお不服がある場合は、社会保険審査会に再審査請求をすることができます。再審査請求は、審査官の決定書の謄本が送付された日の翌日から2か月以内に文書又は口頭で社会保険審査会に対して行います。

また、審査請求をした日から2か月以内に決定がない場合では、社会保険審査官が審査請求を棄却したもののみならず、社会保険審査会に再審査請求をすることができます。

○行政訴訟

①に関しては、審査請求に関する社会保険審査官の決定に不服があるときは、社会保険審査会に対する再審査請求だけでなく、決定のあったことを知った日から6か月以内に、行政訴訟を行うこともできます。

②に関しては、社会保険審査官ではなく、社会保険審査会に対して直接審査請求を行いますが、この場合には、①と異なり、審査請求と行政訴訟のどちらを選択するかは任意であり、審査請求前置主義は採られていません。

6—2 労働基準監督署

● 労災保険に関することは、労働基準監督署へお問い合わせください。

所名	所在地	電話番号	所轄区域
中央	文京区後楽 1-9-20 飯田橋合同庁舎 6・7 階	方面：03(5803)7381 安衛：03(5803)7382 労災：03(5803)7383 総合労働相談コーナー：03(6866)0008	千代田区、中央区、 文京区、大島町、八 丈町、利島村、新島 村、神津島村、三宅 村、御蔵島村、青ヶ 島村
上野	台東区池之端 1-2-22 上野合同庁舎 7 階	方面：03(6872)1230 安衛：03(6872)1315 労災：03(6872)1316 総合労働相談コーナー：03(6872)1144	台東区
三田	港区芝 5-35-2 安全衛生総合会館 3 階	方面：03(3452)5473 安衛：03(3452)5474 労災：03(3452)5472 総合労働相談コーナー：03(6858)0769	港区
品川	品川区上大崎 3-13-26	方面：03(3443)5742 安衛：03(3443)5743 労災：03(3443)5744 総合労働相談コーナー：03(6681)1521	品川区、目黒区
大田	大田区蒲田 5-40-3 TT 蒲田駅前ビル 8・9 階	方面：03(3732)0174 安衛：03(3732)0175 労災：03(3732)0173 総合労働相談コーナー：03(6842)2143	大田区
渋谷	渋谷区神南 1-3-5 渋谷神南合同庁舎 5・6 階	方面：03(3780)6527 安衛：03(3780)6535 労災：03(3780)6507 総合労働相談コーナー：03(6849)1167	渋谷区、世田谷区
新宿	新宿区百人町 4-4-1 新宿労働総合庁舎 4・5 階	方面：03(3361)3949 安衛：03(3361)3974 労災：03(3361)4402 総合労働相談コーナー：03(6863)4460	新宿区、中野区、杉 並区
池袋	豊島区池袋 4-30-20 豊島地方合同庁舎 1 階	方面：03(3971)1257 安衛：03(3971)1258 労災：03(3971)1259 総合労働相談コーナー：03(6871)6537	豊島区、板橋区、練 馬区
王子	北区赤羽 2-8-5	方面：03(6679)0183 安衛：03(6679)0186 労災：03(6679)0226 総合労働相談コーナー：03(6679)0133	北区
足立	足立区千住旭町 4-21 足立地方合同庁舎 4 階	方面：03(3882)1188 安衛：03(3882)1190 労災：03(3882)1189 総合労働相談コーナー：03(6684)4573	足立区、荒川区
向島	墨田区東向島 4-33-13	方面：03(5630)1031 安衛：03(5630)1032 労災：03(5630)1033 総合労働相談コーナー：03(5630)1043	墨田区、葛飾区
亀戸	江東区亀戸 2-19-1 カメラプラザ 8 階	方面：03(3637)8130 安衛：03(3637)8131 労災：03(3637)8132 総合労働相談コーナー：03(6849)4503	江東区

江戸川	江戸川区船堀 2-4-11	方面：03(6681)8212 安衛：03(6681)8213 労災：03(6681)8232 総合労働相談コーナー：03(6681)8125	江戸川区
八王子	八王子市明神町 4-21-2 八王子地方合同庁舎 3階	方面：042(680)8752 安衛：042(680)8785 労災：042(680)8923 総合労働相談コーナー：042(680)8081	八王子市、日野市、 稲城市、多摩市
立川	立川市緑町 4-2 立川地方合同庁舎 3階	方面：042(523)4472 安衛：042(523)4473 労災：042(523)4474 総合労働相談コーナー：042(846)4821	立川市、昭島市、府 中市、小金井市、小 平市、東村山市、国 分寺市、国立市、武 蔵村山市、東大和市
青梅	青梅市東青梅 2-6-2	監督：0428(28)0058 安衛：0428(28)0331 労災：0428(28)0392 総合労働相談コーナー：0428(28)0854	青梅市、福生市、あ きる野市、羽村市、 西多摩郡
三鷹	武蔵野市御殿山 1-1-3 クリスタルパークビル 3階	方面：0422(67)0651 安衛：0422(67)1502 労災：0422(67)3422 総合労働相談コーナー：0422(67)6340	武蔵野市、三鷹市、 調布市、西東京市、 狛江市、清瀬市、東 久留米市
町田支署	町田市森野 2-28-14 町田地方合同庁舎 2階	監督：042(718)8610 安衛：042(718)9134 労災：042(718)8592 総合労働相談コーナー：042(718)8342	町田市
小笠原総合 事務所	小笠原村父島字東町	04998(2)2102	小笠原村

※町田は八王子の支署です。

6 — 3 公共職業安定所（ハローワーク）

●雇用保険に関することは、公共職業安定所（ハローワーク）へお問い合わせください。

所名	所在地	電話	管轄
飯田橋	文京区後楽 1-9-20 飯田橋合同庁舎内 1～5 階	03 (3812) 8609	千代田区、中央区、文京区、大島町、八丈町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、青ヶ島村
上野	台東区東上野 2-7-5 倍楽ビル(東上野Ⅱ)2・3 階	03 (5818) 8609	台東区
品川	港区芝 5-35-3 1～3 階	03 (5419) 8609	港区、品川区
大森	大田区大森北 4-16-7	03 (5493) 8609	大田区
渋谷	渋谷区神南 1-3-5	03 (3476) 8609	渋谷区、世田谷区、目黒区
新宿	雇用保険の得喪業務、求人申込みは 新宿区歌舞伎町 2-42-10	03 (3200) 8609	新宿区、中野区、杉並区
西新宿庁舎	求職や失業給付の手続き、職業相談は 新宿区西新宿 1-6-1 新宿エルタワービル 23 階	雇用保険給付課 03 (5325) 9580 職業相談 03 (5325) 9593	
池袋	雇用保険の得喪業務、求人申込みは 豊島区東池袋 3-5-13	03 (3987) 8609	豊島区、練馬区、板橋区
サンシャイン庁舎	求職や失業給付の手続き、職業相談は 豊島区東池袋 3-1-1 サンシャイン 60 3 階	雇用保険給付課 03 (5958) 8609 職業相談 03 (5911) 8609	
王子	北区王子 6-1-17	03 (5390) 8609	北区
足立	足立区千住 1-4-1 東京芸術センター 6～8 階	03 (3870) 8609	足立区、荒川区
墨田	墨田区江東橋 2-19-12	03 (5669) 8609	墨田区、葛飾区
木場	江東区木場 2-13-19	03 (3643) 8609	江東区、江戸川区
八王子	八王子市子安町 1-13-1	042 (648) 8609	八王子市、日野市
立川	立川市緑町 4-2 立川地方合同庁舎 1～3 階	042 (525) 8609	立川市、昭島市、小金井市、小平市、東村山市、国分寺市、国立市、東大和市、武蔵村山市
青梅	求職や失業給付の手続き、職業相談は 青梅市東青梅 3-12-16	0428 (24) 8609	青梅市、福生市、あきる野市、羽村市、西多摩郡
分庁舎	雇用保険の得喪業務、求人申込みは 青梅市東青梅 3-20-7		
三鷹	三鷹市下連雀 4-15-18	0422 (47) 8609	三鷹市、武蔵野市、西東京市、清瀬市、東久留米市
分庁舎	三鷹市下連雀 4-15-31 KDXレジデンス三鷹 1・2 階		
町田	雇用保険の得喪業務、求人申込みは 町田市森野 2-28-14 町田合同庁舎 1 階	042 (732) 8609	町田市
森野ビル庁舎	求職や失業給付の手続き、職業相談は 町田市森野 1-23-19 小田急町田森野ビル 2 階		
府中	府中市美好町 1-3-1	042 (336) 8609	府中市、調布市、狛江市、多摩市、稲城市
小笠原総合事務所	小笠原村父島宇東町	04998 (2) 2102	小笠原村

6 — 4 年金事務所・全国健康保険協会

- 厚生年金保険に関することは、年金事務所へお問い合わせください。
- 健康保険に関することは、全国健康保険協会又は年金事務所へお問い合わせください。
- 年金に関する一般的なお問い合わせは「ねんきんダイヤル」で承ります。

●ねんきんダイヤル

電 話
0570-05-1165 (050で始まる電話の場合) 03-6700-1165

●全国健康保険協会

支所	所 在 地	電 話
東京 支部	中野区中野 4-10-2 中野セントラルパークサウス 7 階	03-6853- 6111

●年金事務所

所名	所在地	電話番号	所轄区域
千代田	千代田区三番町 22	03 (3265) 4381	千代田区
中 央	中央区明石町 8-1 聖路加タワー 1 階・16 階	03 (3543) 1411	中央区
港	港区浜松町 1-10-14 住友東新橋ビル 3 号館 1~3 階	03 (5401) 3211	港区、大島支庁管内、三宅支庁管内、八丈支庁管内、小笠原支庁管内
新 宿	新宿区新宿 5-9-2 MipLa 新宿五丁目ビル 3~8 階	03 (3354) 5048	新宿区、(杉並区・中野区 (厚生年金の適用・徴収のみ))
杉 並	杉並区高円寺南 2-54-9	03 (3312) 1511	杉並区 (厚生年金の適用・徴収を除く)
中 野	中野区中野 2-4-25	03 (3380) 6111	中野区 (厚生年金の適用・徴収を除く)
上 野	台東区池之端 1-2-18 NDK 池之端ビル	03 (3824) 2511	台東区
文 京	文京区千石 1-6-15	03 (3945) 1141	文京区
墨 田	墨田区立川 3-8-12	03 (3631) 3111	墨田区
江 東	江東区亀戸 5-16-9	03 (3683) 1231	江東区
江戸川	江戸川区中央 3-4-24	03 (3652) 5106	江戸川区
品 川	品川区大崎 5-1-5 高徳ビル 2 階	03 (3494) 7831	品川区
大 田	大田区南蒲田 2-16-1 テクノポートカマタセンタービル 3 階	03 (3733) 4141	大田区
渋谷	渋谷区神南 1-12-1	03 (3462) 1241	渋谷区
目 黒	目黒区上目黒 1-12-4	03 (3770) 6421	目黒区
世田谷	厚生年金・国民年金の届出、保険料の相談は 世田谷年金事務所 世田谷区世田谷 1-30-12 年金給付に関する相談・請求等の手続きは 三軒茶屋相談室 世田谷区太子堂 4-1-1 キャロットタワー 13 階	03 (6844) 3871	世田谷区

Ⅵ 行政機関のご案内

池袋	豊島区南池袋 1-10-13 荒井ビル 3・4階	03 (3988) 6011	豊島区
北	北区上十条 1-1-10	03 (3905) 1011	北区
板橋	板橋区板橋 1-47-4	03 (3962) 1481	板橋区
練馬	練馬区石神井町 4-27-37	03 (3904) 5491	練馬区
足立	足立区綾瀬 2-17-9	03 (3604) 0111	足立区
荒川	荒川区東尾久 5-11-6	03 (3800) 9151	荒川区
葛飾	葛飾区立石 3-7-3	03 (3695) 2181	葛飾区
立川	立川市錦町 2-12-10	042 (523) 0352	立川市、昭島市、国立市、東大和市、武蔵村山市、小金井市、日野市、国分寺市
青梅	青梅市新町 3-3-1 宇源ビル 3・4階	0428 (30) 3410	青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、西多摩郡
八王子	八王子市南新町 4-1	042 (626) 3511	八王子市、町田市
武蔵野	武蔵野市吉祥寺北町 4-12-18	0422 (56) 1411	武蔵野市、三鷹市、小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市、西東京市
府中	府中市府中町 2-12-2	042 (361) 1011	府中市、調布市、狛江市、多摩市、稲城市

6—5 東京都労働相談情報センター

労働相談情報センターでは、賃金不払いや解雇をはじめ、労働問題全般に関する相談に応じています。



◆電話相談

月～金曜日の午前9時～午後8時（終了時間）まで、土曜日の午前9時～午後5時（終了時間）まで相談に応じています（祝日及び12月29日～1月3日を除く。土曜日は、祝日及び12月28日～1月4日を除く）。

●東京都ろうどう110番 0570-00-6110

●LINE 電話労働相談

【公式アカウント】「東京都労働相談情報センター」



◆オンライン相談

オンライン相談（Zoom）を実施しています。TOKYO はたらくネット内の専用予約ホームページからお申し込みください。

<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/sodan/sodan/online-soudan/index.html>



◆来所相談（予約制）

担当区域（会社所在地）に応じて、各事務所が月～金曜日の午前9時～午後5時（終了時間）まで実施しています（祝日及び12月29日～1月3日は除く）。

窓口	所在地	電話	担当地域（会社所在地）	夜間
労働相談情報センター（飯田橋）	千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター9階	03 (3265) 6110	千代田区、中央区、新宿区、渋谷区、中野区、杉並区、島しょ	月曜 金曜
大崎事務所	品川区大崎1-11-1 ゲートシティ大崎 ウエストタワー2階	03 (3495) 6110	港区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区	火曜
池袋事務所	豊島区東池袋4-23-9	03 (5954) 6110	文京区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区	木曜
亀戸事務所	江東区亀戸2-19-1 カメラアプラザ7階	03 (3637) 6110	台東区、墨田区、江東区、足立区、葛飾区、江戸川区	火曜
多摩事務所	立川市柴崎町3-9-2 6階	042 (595) 8004	多摩地域の市町村全域	月曜 水曜
青山事務所（はたらく女性スクエア）	渋谷区神宮前5-53-67 コスモス青山地下 1階 EAST-A2	03 (6803) 8941 (総合相談)	詳細は「はたらく女性スクエア」ホームページへ https://www.joseisquare.metro.tokyo.lg.jp/ 	水曜

（注）上記の各事務所の電話番号による、労働相談の受理や来所相談の予約が可能な時間は、原則、平日の午前9時～午後5時（正午～午後1時を除く）となっています。

◆夜間来所相談（予約制）

平日夜間は、各事務所が担当曜日に午後8時（終了時間）まで実施しています（祝日及び12月29日～1月3日は除く）。予約制のため、必ず事前に予約をしてください。

◆土曜来所相談（予約制）

土曜日は、飯田橋（毎週）、多摩（第1・3土のみ）で午前9時～午後5時（終了時間）まで実施しています（祝日及び12月28日～1月4日は除く）。予約制のため、必ず事前に予約をしてください。

<MEMO>

～公正な採用選考のために～

東京都では、就職の機会均等を確保するため、応募者本人の適性や能力に基づく公正な採用選考を推進しています。

詳細は、TOKYO はたらくネットをご覧ください。

働く人のための 労働保険・社会保険

令和7年3月発行

登録番号6(193)

編集・発行 / 東京都産業労働局雇用就業部労働環境課

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1

03(5320)4650

印刷 / 株式会社メデューム